

110,250



国総環り第126号  
平成25年3月25日

株式会社 タダノ  
代表取締役社長 多田野 宏一 殿

国土交通大臣



低騒音型建設機械の指定について

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成九年建設省告示第千五百三十六号）第二条第一項の規定により、別表に掲げる建設機械を低騒音型建設機械に指定する。

別表（低騒音型建設機械）

指定番号	機 種	型 式	諸 元				申請社名	備考	
5028	トラッククレーン	ATF-400G8-1	吊上能力	400	t吊	×	2.7 m	(株)タダノ	
5029	トラッククレーン	ATF-300G8-1	吊上能力	300	t吊	×	2.7 m	(株)タダノ	
5030	ホイールクレーン	GR-250N-3	吊上能力	25	t吊	×	3.5 m	(株)タダノ	

※備考欄に「O」の印があるものについては、超低騒音型建設機械の標識(ラベル)を表示することができる。